

# 監査報告書

令和2年5月26日

学校法人 玉田学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 玉田学園

監事 中原 和之



監事 尤 昭福



監事 八代 智



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人玉田学園寄附行為第15条の規程に基づき、学校法人玉田学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、及び財産目録について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私たちは監査を実施するにあたり、学校法人玉田学園の「監事監査規程」に準拠しました。私たちは理事会、評議員会その他の重要な会議に出席したほか、随時理事等から業務の執行の報告を聴取し重要な決済書類等を閲覧し、設置されている学校において業務及び財産の状況を調査しました。また、神明監査法人の報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細票を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。

以上